

令和3年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 一般病床 463床
- (2) 患者数 年間延患者数
入院 129,373人 外来 179,784人
1日平均患者数
入院 354人 外来 743人
- (3) 主要な建設改良事業 医療器械等購入 500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 病院事業収益 13,399,000千円
- 第1項 医業収益 10,344,589千円
- 第2項 医業外収益 3,054,411千円

支 出

- 第1款 病院事業費用 13,399,000千円
- 第1項 医業費用 12,815,589千円
- 第2項 医業外費用 582,411千円
- 第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額841,272千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,454千円及び過年度分損益勘定留保資金795,818千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	555,728千円
第1項 企業債	490,000千円
第2項 出資金	55,150千円
第3項 貸付金返還金	10,570千円
第4項 基金運用収入	8千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,397,000千円
第1項 建設改良費	647,516千円
第2項 貸付金	106,750千円
第3項 企業債償還金	642,726千円
第4項 基金積立金	8千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
輸液ポンプ設置事業経費 (収益的支出分)	令和4～8年度	17,056千円
輸液ポンプ設置事業経費 (資本的支出分)	令和4～8年度	61,071千円
シリンジポンプ設置事業経費 (収益的支出分)	令和4～8年度	6,897千円
シリンジポンプ設置事業経費 (資本的支出分)	令和4～8年度	20,691千円
医療機器保守経費 (令和3年度購入分)	令和4～9年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	490,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,955,379千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
1,969,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,670,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	血管造影撮影装置	一 式

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏